

會を開き對策協議會を催ふし其の結果、大體に於て、是を導火線として大運動を起すに決し、十六日更に、金田座に於て會員大會を開き運動開始の可否を一般投票に諮りたるに、開始を可とするもの五百三十、否とするもの十一票、大多數を以て戰鬥の開始に決定したり。當時通洞支部が執れる態度を見るに

- 一、會費徴收の最終日、三月廿一日頃を期し要求條件八ヶ條を實行委員の手により會社に提出する
- 二、罷業者し惨敗せば鑛夫總聯合會に後仕末を頼むべく、其前に一應の報告文は爲し置くべし。

### 檄 (原文の儘)

不景氣襲來の名の下に、吾等は可なり苦しんで来た。半死半生の瀬戸際まで追ひ追ひ詰められて、苦しまされて来た。無人道な資本主義の慾望に炎ゆるやうな心を今までは忍びに忍んで、かすかな壽命のみを繋ぎながら今日までは生きて来た。細り行く妻や子供の面影を打ち守りつゝ、然しもう辛抱が出来ぬ、此ま、餓死しては何しに生れ出たのか判らなくなる、……時に起てよ起てよの天の聲は深く々々金山を包んでしまつた。

大正十年三月十四日、この日我聯合會通洞坑、第十五區に於て、はしなくも罷業事件が突發した。報を受くるや足尾聯合會は直ちに役員會を招集し、次いで十六日會員大會を開催し、別項要求條件を決議した。

當然起るべき戦いだ吾等は覺悟もして居る。相當の確信も出來た。今や足尾の山空は革命徵集に、檄の撒布に熱叫つゝある。四十年の暴動に一昨年のストライキに我等は悲愴な經驗を嘗めて居る、秩序立つた運動も無茶苦茶な理不盡な資本機關のある以上何

う變化するかは判らない。

全國の同志諸君よ！我等の生死は其時に於て判明する御多忙ながら御聲援を乞ふ。

大正十年三月十六日

全日本鑛夫總聯合會足尾聯合會

要求條件に就ては、平日の鬱屈を晴らさんとするの意が戰意の大部分を占むる戰とて、多くの審議をなさず、會員提出のものを片端より採用したるもの、如し。八ヶ條の要求及説明左の如し。

### 要求條件 (原文の儘)

第一條 團結權を認め爾後労働條件の維持及改善は本組合と協議決定なすの件。

(理由) 團結權とはつまり労働者の當然の權利である「ストライキ權」のことであつて我國には法律をもつて其利益を阻止されていゝる。然るに資本家は資本家仲間で「トラス」などを組織して勝手に工場を縮出し又は誠首をして我等の生活を替しても何等の制裁もない甚だ不合理である。而して資本家は我等の作れる組合の權利を故意に無視して事毎に我等の社會利益を蹂躪している故に我等は資本家をして我等の權利を是認させ我等の公平な權利を服膺させるのである。

第二條 最低賃金を一日一圓八十錢と決定なすの件。

(理由) 資本家は労働者を出來得る丈安價に使ふことのみ考へている。そして資本主義と云ふ今の世の中の狀態では資本主に使はれてる以上いづれも勝手な特に賃銀の減額をする従つて我等の生活は甚だ不安定である。此生活上の不安を除く爲め賃銀の一定即ち一圓八十錢を最低として決定したものである。

第三條 坑口八時間制實施の件 但六時間就業の箇所も亦同じ。

(理由) 現口の現場交代制は坑口より數哩の間黒裡而かも地下數千尺の現場に於て交代なすものにて坑口より現場迄の往復時間は